

受け入れられやすい支援を粘り強く行うことが必要です。

- 支援に当たっては、就労や自立などのゴールありきではなく、当事者が何を望んでいるかという視点で、当事者に寄り添った、きめ細かな支援を継続することが重要です。
- 当事者が地域の活動等に参加できるよう環境を整え、当事者・家族に寄り添い、見守り、伴走し続ける地域の理解者や協力者を広げることが必要です。
- 支援者のひきこもりに関する理解促進、支援ノウハウや関係機関との調整など、スキルの向上を図る必要があります。
- 当事者や家族が早期の相談・支援につながり、世帯全体の複合的な課題に対応するためには、身近な地域において、相談体制の充実を図るとともに、多様な関係機関が有機的に連携して「切れ目のない支援」にあたる必要があります。

【取組の方向性】

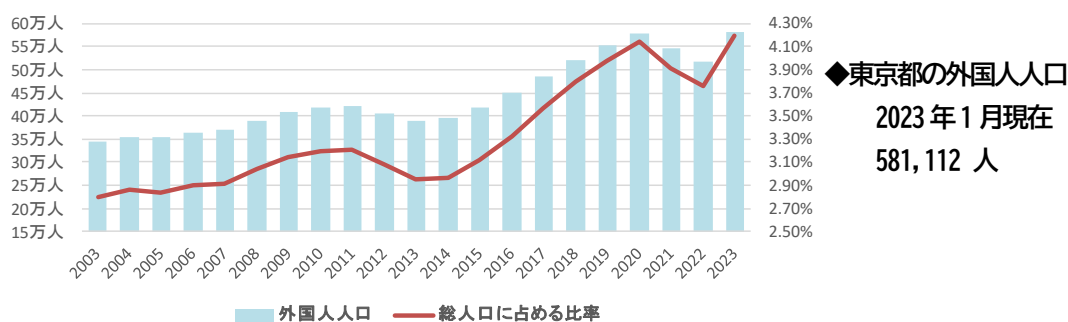
- 支援協議会の提言を踏まえ、以下のとおり、ひきこもりに係る支援に取り組むほか、地域での支援体制づくりが進むよう、都と区市町村による「ひきこもりに係る支援推進会議」において、都の施策や区市町村の好事例等を情報共有するなど、取組を進めていきます。
- ひきこもりへの正しい理解を促進するため、インターネット広告、新聞広告、交通広告等による普及啓発を実施します。
- 区市町村のひきこもり相談窓口や関係機関等を紹介するリーフレットを作成し、都民等に周知します。
- ひきこもりに関する講演会を開催します。
- 都のひきこもりに関する相談窓口「東京都ひきこもりサポートネット」において、ひきこもりの状態にある当事者や家族等から、電話、メール、訪問、来所による相談に応じるとともに、ピアサポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施し、当事者・家族の状態・状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- 当事者や家族が、活動の場など多様な地域資源を安心して利用できるよう、支援のポイント等をまとめた「ひきこもり等のサポートガイドライン」を広く区市町村や関係機関、支援団体等に周知します。
- また、サポートガイドラインの理念に沿って相談対応や居場所の提供等を都内で行う支援団体等の情報を発信していくとともに、当該団体等と連携して当事者・家族をサポートします。
- 支援協議会の提言やサポートガイドラインを踏まえ、区市町村職員、関係機関職員、民生委員・児童委員、支援団体等を対象に、当事者・家族等へのサポートに必要な知識や技術に関する研修を行います。

- より多くの区市町村がひきこもり支援事業を開始できるよう、その立ち上げ経費を補助するほか、東京都ひきこもりサポートネットに設置した多職種専門チームが複雑・困難な事例に対し適切に助言するなど、ひきこもり支援の充実に取り組む区市町村を支援します。
- 区市町村ごとの取組状況や連携の在り方に応じた情報共有、意見交換、事例検討を実施することにより、各区市町村における連携ネットワークの構築を支援します。

コ 在住外国人等への支援

【現状と課題】

- 東京には様々な民族・宗教・文化的背景を持つ人々が暮らしており、都内の在住外国人は近年の大幅な増加・多様化を受け、令和5年1月現在 187 の国・地域の 58 万 1 千人、人口の約 4 % に上っています。



東京都総務局「東京都の人口」※ 各年1月1日現在

- 都は、平成 27 年度に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、「多様性を都市づくりに生かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を目標として、様々な施策を展開しています。
- コロナ禍の中で、経済困窮や言葉・制度・心の壁など外国にルーツを持つ人々が抱える課題が浮かび上がる一方で、アフターコロナにおいては在住外国人の増加・多様化がさらに進むことが予想されることから、地域における多文化共生をいっそう推進し、在住外国人等への支援を充実する必要があります。

【取組の方向性】

- 都は、地域コミュニティの活性化を支援する（公財）東京都つながり創生財団とともに、外国にルーツを持つ人々に向けた情報発信や相談事業・通訳支援、地域日本語教育の推進、災害時の支援、多文化共生に関わる人材育成などの事業を展開していきます。

- 国や区市町村、国際交流協会、NPO等の外国人支援団体、社会福祉協議会、地域のボランティア日本語教室など、様々な主体と連携・協力し、ネットワークを強化することによって、都域全体における支援を充実していきます。
- 外国にルーツを持つ人々に対しては、暮らしの中で必要な言語コミュニケーションの基盤を整備するとともに、行政窓口がそうした人々に対応する能力を高めるなど、教育、医療、就労、居住、防災、福祉といった生活各分野における環境整備を進めます。また、外国にルーツを持つ人々と交流し、受け入れるための地域づくりと意識醸成を行っていきます。
- 「やさしい日本語」については、外国にルーツを持つ人々はもちろん、障害者や高齢者、子供など多様な人々との交流に役立つことから、地域における普及を進めていきます。

(4) 権利擁護の推進

ア 権利擁護に関する総合的な取組

【現状と課題】

- 都は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対し、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常金銭管理サービスや書類預かりサービスを提供する社会福祉協議会の取組を支援しています。
- これらの対象者に加えて、都独自に、判断能力はあるが要介護等で支援が必要な高齢者と身体障害者に対しても支援を行っています。
- これらと併せて、福祉サービスの円滑な利用を目的とした一元的な利用相談窓口や、サービスの適切な利用と権利侵害の未然防止・解決を図るための苦情対応機関を住民に身近な区市町村に設置することで、福祉サービスの利用支援体制の構築を図っています。
- 判断能力が更に低下した場合には、成年後見制度の利用が必要となるため、この相談窓口では、成年後見制度の利用相談も行い、制度の利用につなげています。
- 令和3年4月、区市町村において包括的な支援体制の構築を図る重層的支援体制整備事業が創設されました。これまで構築してきた権利擁護支援の地域連携ネットワークを包括的支援体制の中に位置付け、連携を図っていくことが重要となっています。
- 一方で、判断能力が十分ある段階での支援も求められています。高齢者人口の増加に伴い、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合の増加が見込まれます。判断能力が十分なうちに終活等、将来の準備をしておきたいという高齢者のニーズに対応することが求められています。また、障害者が地域で安心した生活を送っていくためにも、保護者などが抱える不安の解消に対応することも求められています。

【取組の方向性】

- 区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、成年後見制度の利用相談、判断能力が十分とはいえない方の権利擁護相談など、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークと重層的支援体制整備事業は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点をもっています。全ての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを社会全体で支え合いながらともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に向け、双方の連携を推進します。
- 単身の高齢者などが、判断能力があるうちから将来の生活への準備ができるよう、終活等を支援する総合的な相談窓口を設置し、任意後見などの必要な制度等へとつなぐ体制整備を行う区市町村を支援します。

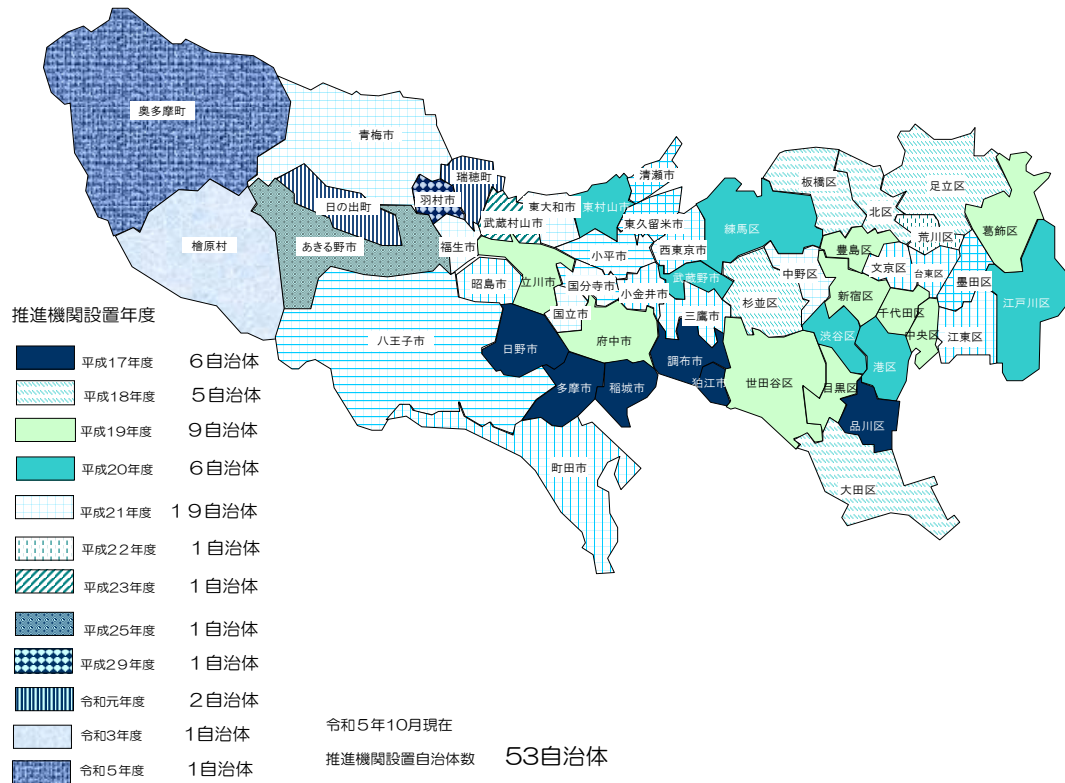
イ 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

- 平成12年に始まった成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みであり、高齢者等の消費者被害や虐待等の防止にも効果のある制度です。
- 都は、成年後見制度の積極的な活用を図るため、後見人等のサポートや地域資源との連携を図る成年後見制度推進機関¹³（以下「推進機関」という。）を住民に身近な区市町村が設置するよう、支援を行っており、現在、都内の53区市町村に設置されています。

¹³ 成年後見制度の利用相談、申立支援や後見人のサポート、地域ネットワークの活用、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成等を実施しており、区市町村の社会福祉協議会等が主に担っている。

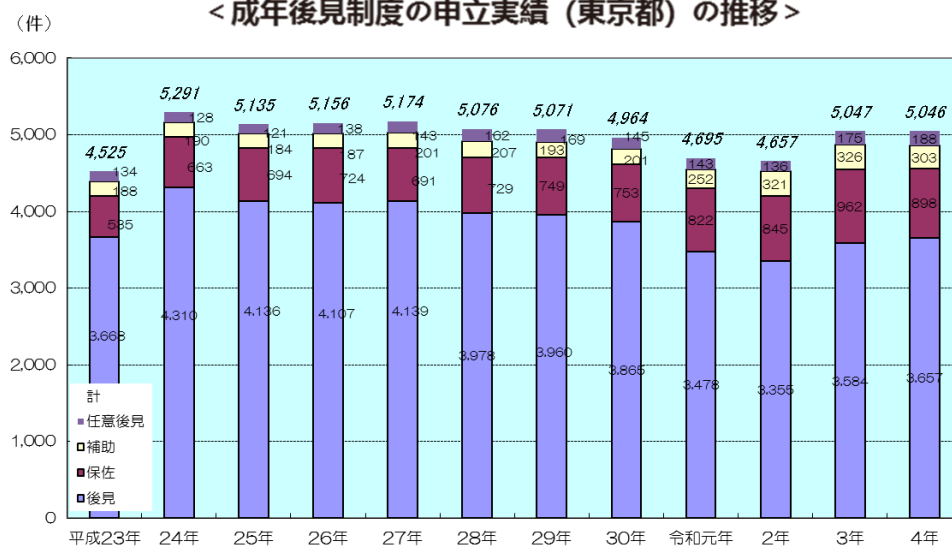
区市町村の成年後見制度推進機関設置状況



資料：東京都福祉局作成

○ 都内における成年後見制度の申立実績は、ここ数年は約5,000件程度で推移しています。

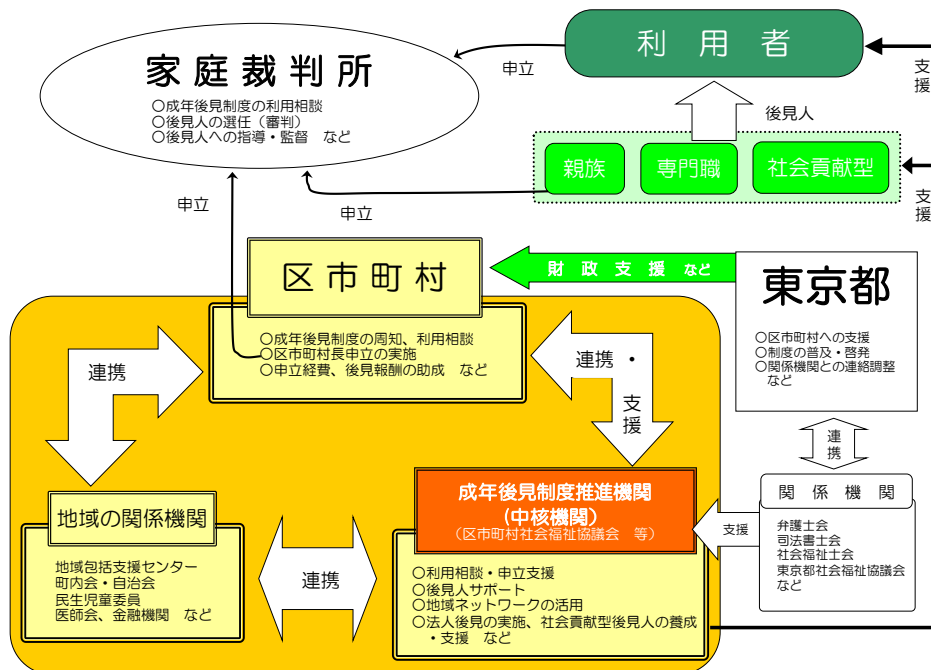
< 成年後見制度の申立実績（東京都）の推移 >



資料：東京家庭裁判所統計資料に基づき東京都福祉局作成

- 平成 28 年 5 月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）が施行され、平成 29 年 3 月には、第一期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期計画」という。）が閣議決定されました。
- 第一期計画では、区市町村の役割として、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備が示されました。また、中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備を図るため、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画（以下「市町村計画」という。）の策定が努力義務化されました。
- 平成 31 年 4 月東京都社会福祉協議会は、東京家庭裁判所及び東京都との協議のもと、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）をはじめとする関係機関からの意見も踏まえて、適切な後見人等の選任支援と、選任後の後見人支援を内容とする「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」（以下「新たなしくみ」という。）を推進機関に提示し、利用者の意思決定支援と身上保護を重視した後見業務の実現に取り組んでいます。
- 都内では、区市町村が設置している推進機関が、地域の実情に応じて「新たなしくみ」の考え方を実践することで、中核機関に求められる役割（制度の広報、相談支援、担い手の育成等を含む成年後見制度利用促進、親族後見人を含む後見人支援等）を担えるよう機能強化を図っています。
- 都は、家庭裁判所や専門職団体、推進機関等の連携を図るため、都全域の区市町村・推進機関と関係機関が集う会議や、テーマごとに少数の自治体と家庭裁判所が意見交換を行う連絡会を開催しています。また令和 2 年 2 月には、専門職団体との連携をより一層深め、区市町村の支援体制を強化するため、専門職団体計 5 団体と、「判断能力に困難を抱え、権利擁護、支援等が必要な方のあんしん生活を支える制度の推進に関する協定」を締結しました。
- 令和 4 年 3 月に、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が閣議決定されました。
- 第二期計画では、区市町村の役割として、成年後見制度利用支援事業の推進や、第一期計画に引き続き市町村計画の策定及び見直し、中核機関の整備とコーディネート機能の強化など、地域連携ネットワークを活用して地域共生社会の実現に向けた取組を行うことが求められています。令和 5 年 10 月 1 日時点で、基本計画を策定済みは 44 自治体、中核機関設置済みは 38 自治体となっています。

<東京都における成年後見制度の支援体制>



資料：東京都福祉局作成

【取組の方向性】

- 都民の誰もが身近な区市町村で成年後見制度の利用相談等が受けられるよう、推進機関を未設置の町村に対して設置を働きかけていくとともに、中核機関設置済みの自治体に対しては、推進機関の機能を充実し中核機関に求められる機能を果たせるよう支援します。
- 家庭裁判所や専門職、関係機関との協議の場を定期的に設けて共通課題への対応力を強化するとともに、家庭裁判所と推進機関との情報共有、推進機関相互の情報交換、推進機関と地域の関係団体との連携を強化することで、区市町村における地域連携ネットワークの強化を支援します。
- 専門家を活用した区市町村担当職員への研修や、推進機関に求められる個別課題や困難事例に関する相談支援体制を整備し、推進機関の一層の機能強化を図ります。
- 「新たなしくみ」を踏まえ、本人の状況に合った後見人候補者を推薦するマッチング機能の強化を図る区市町村や、選任後も親族後見人等を継続的にサポートする区市町村を支援するとともに、推進機関職員等を対象とした意思決定支援に関する研修を定期的に行い、利用者の意思決定支援（自己決定）と身上保護を重視した後見業務の実現を図ります。

- 島しょ地域を含む町村部に対しては、家庭裁判所や専門職団体との小規模な情報交換会を定期的に行うなど、よりきめ細かな支援を実施していきます。

ウ 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・活躍支援

【現状と課題】

- 成年後見制度の利用促進を図るには、住民に身近な地域での相談体制の整備とともに、後見活動の担い手の確保が重要です。
- 身近に頼りになる親族がおらず経済的余裕もない場合や、地域住民によるきめ細かな見守り等の支援が必要な場合、地域の権利擁護の担い手として活動する社会貢献型後見人（市民後見人）が果たす役割は重要であり、地域において住民同士の支え合い活動を進めていくためには、こうした意欲を持った人材の確保が不可欠です。
- 都は、社会貢献型後見人の養成についても、候補者の選考、基礎講習の実施及び後見人選任後の支援までを一貫して実施する区市町村の取組を支援しています。
- 令和4年度は 38 自治体が社会貢献型後見人養成事業に取り組み、後見活動メンバー登録者数は計 1,223 人となっています。
- 養成講習修了者の中には、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の協力員等として、地域の権利擁護事業に関わっている方もいます。

【取組の方向性】

- 一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等の増加を見据え、後見人の担い手を確保するため、専門職団体とも連携し、社会貢献型後見人の養成に取り組む区市町村を支援します。
- 社会貢献型後見人の選任が進むよう、後見人や監督人の選任を行う家庭裁判所と後見人をサポートする推進機関等とが課題を協議する場を設けるなど、連携の強化を支援します。
- 社会貢献型後見人の養成講習修了者の多様な活動を通じて、権利擁護支援の知見を広げていくなど、社会貢献型後見人候補者の活躍の機会を増やす好事例を区市町村に情報提供し、権利擁護支援と包括的支援体制の連携・推進を図ります。
- 令和3年3月31日付厚生労働省通知「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」に「参加支援事業としては、市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で広げることができる。」と記載されており、都における社会貢献型後見人についても、様々な地域活動への参加が期待されます。
- 令和5年3月に、担い手の確保・育成等の推進を目的とした「東京都後見人等

の担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成方針」を策定し、都と区市町村それぞれの役割を定めました。

- 令和5年度から町村部における社会貢献型後見人の養成研修を実施するとともに、先進事例や講習のノウハウの情報提供を行うことで都内全域で社会貢献型後見人の養成が進むよう支援していきます。

（５）災害時要配慮者対策の推進

【現状と課題】

- 区市町村の地域福祉計画において、災害時要配慮者への対策を位置付けることが求められています。
- 令和3年5月の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）改正により、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別避難計画の作成に取り組むことが区市町村の努力義務となるなど、避難支援等の強化が図られ、各区市町村において取組が進められているところです。
- 区市町村においては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定をはじめ、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策を準備し、要配慮者支援体制を強化することが求められています。
- 一方、都においては、各区市町村が行う上記の要配慮者対策の体制整備に対する支援を進める必要があります。円滑かつ迅速な避難の確保等のために、社会福祉施設等については、施設の管理者等が非常災害対策計画を作成することとされており、特に浸水想定区域等に位置し、区市町村地域防災計画に名称等を定められた医療機関や社会福祉施設等については、水防法等に基づく避難確保計画作成が義務付けられています。
- 加えて、社会福祉施設等が、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するため、施設の耐震化を更に進める必要があります。
- 同時に、災害時に支援に当たる人員の確保が課題となっています。

【取組の方向性】

- 区市町村が実施する、要配慮者に関する情報の共有化、関係機関との連携、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成などの避難支援体制の整備や、避難所、福祉避難所、在宅における要配慮者の生活を支援する体制の整備を支援します。

- 区市町村における要配慮者対策の一体的な向上を図るため、福祉保健・防災担当者を対象とした研修会を開催し、取組が進んでいる自治体の事例紹介など、区市町村間の情報共有等を行います。
- また、東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組において、災害派遣福祉チーム（東京DWA T）を設置し、福祉避難所等への福祉専門職の派遣に係る訓練を実施するなど、災害時における区市町村の要配慮者対策を広域的、人的に支援する体制の構築を進めていきます。
- 都内の民間社会福祉施設等の耐震化を促進し、利用者等の安全・安心を確保するため、耐震診断・耐震改修及び耐震性が確保されている建築物への移転経費の補助を行います。
- 介護施設等が行う介護職員住宅の借り上げを支援することで、介護人材の確保・定着を図るとともに、施設等による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。
- 要配慮者に対する処遇に専門性を有する特別養護老人ホームが、災害時における要配慮者の受入れを可能とする設備を備えた防災拠点型地域交流スペースの整備を支援します。

～地域力による災害への備え～

東京では、多くの人々が集中して生活しており、首都直下地震等、大規模な災害が発生した場合、重大な被害が発生すると想定されています。

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助を含めた地域での支援の重要性が明らかになっています。

日頃から、地域での顔の見える関係づくりや支援のネットワークを構築することは、発災時において、より迅速できめ細やかな被災者支援を行うための基盤としても機能することが期待されます。

災害への備えとして、平常時から、住民一人ひとりが、地域に目を向けて、つながりをもつことが大切です。

第4節 テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために

(1) 民生委員・児童委員の活動への支援

ア 民生委員・児童委員の活動環境の整備

【現状と課題】

- 民生委員・児童委員は、住民の身近な相談相手として、日常的な見守りや相談・支援、関係機関への橋渡しなど、地域福祉の推進のために様々な活動を行う無報酬のボランティアであり、都内では9,706人（令和5年4月現在）が、委嘱されています。
- 近年、東京では、少子高齢化の急速な進展による単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっており、さらに、コロナ禍に引き続く物価高騰は社会・経済に大きな影響を与えています。経済的困窮やひきこもり、認知症など、複合的な課題を抱えた方が増加している中、こうした課題を丸ごと受け止め、「地域共生社会」の実現に向け、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割がますます大きくなっています。
- そのため、都は、相談支援に取り組む民生委員・児童委員の活動に必要な情報の入手などに活用できるよう、令和4年にデジタル機器の導入を支援し、地域での相談支援の強化を図りました。
- 一方で、住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。
- また、民生委員・児童委員に対して行政や関係機関等から様々な業務が依頼されていますが、中にはその職務を超えるものも散見されます。
- 平成30年に「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」を設置し、民生委員・児童委員に係る課題や状況の変化に対応し、民生委員・児童委員活動の充実を図るため、必要な支援や環境整備について検討し、必要な支援の方向性をとりまとめました。
- 社会福祉法の改正（令和2年6月）により「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域の重層的な支援体制の構築において、民生委員・児童委員も積極的に関わることを期待されているところです。地域生活課題や新たな施策の実施に向け、区市町村などの行政機関や専門機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会、地域住民による自主活動などとの適切な役割分担により、連携して対応していくことが重要です。